地 域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案  $\overline{\phantom{a}}$ 閣 法第二五

号)(衆議院送付)要旨

本法 律案は、 地 域 に おける多様 な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を地方公共団 体 の自主性を尊 重し

つつ推 進するた め、 特 別 の 措 置 を 講 じようとするも の であ וֹ) そ の 主 一な内 容 は 次 の と お IJ で 'ある。

公的 賃 貸 住宅等 の 整 備 に 関す る事 業 の 実 施、 既 存 の 公的 賃貸 住宅等 の 有効活用等につい て、 国及び地方

公共団体の努力義務を定める。

国土 立交通 大臣 は、 地 域 における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本

的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

₹ 都 道 府県、 市町村、 独立行政法人都市再生機構、 地方住宅供給公社等は、 地域における公的賃貸住宅等

の 整備等に関し必要となるべき措置につい て協議するため、 地域住宅協 議会を組織することができる。

四 地方公共団体は、 基本方針に基づき、 地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の

|備等に関する計画(以下「地域住宅計画」 という。)を作成することができる。

ゼ 国は、 地域住宅計画を提出した地方公共団体に対し、 当該計画に基づく事業等の実施に要する経費に充

てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

六、 公的賃貸住宅等の整 備等の特例措置として、 地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業により新 たに

整備すべき公営住宅の戸数は、 除却公営住宅の入居者戸数を超えれ ば足りるものとする。 また、 定期 間

以上入居者を確保することができない 特定優 良賃貸住宅につい て、 都 道 府県知 事 の承認を受けて、 地 域

七、 この 法律は、 公布の日から起算して三月を超えない 範 井 内において政令で定める日から施行する。

宅

計画

に

記

載された

住

宅の

確保に

特に

配

慮を

要する者に一

定

期

間賃貸することができる。

住